

利 用 に 当 た つ て

I 毎月勤労統計調査地方調査

この統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、都道府県別の毎月の変動を明らかにすることを目的として、毎月実施している。

また、日本標準産業分類に基づく鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）に属する県内の事業所のうち、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から産業及び規模別に無作為抽出された約700事業所を対象として調査を行ったものである。

1 用語の定義

(1) 常用労働者について

常用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①期間を定めずに雇われている者

②1か月以上の期間を定めて雇われている者

□ パートタイム労働者

「常用労働者」のうち、次のいずれかに該当する労働者をいう。

①1日の所定労働時間が一般労働者より短い者

②1日の所定労働時間が一般労働者と同じで1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者

□ 一般労働者

「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者をいう。

(2) 現金給与額について

賃金、給料、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額をいう。退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。

□ 現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

□ きまって支給する給与

労働協約、就業規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。また、次の「所定内給与」と「所定外給与（超過労働給与）」に分かれる。

□ 所定内給与

「きまって支給する給与」のうち「所定外給与（超過労働給与）」を除いたものである。

□ 所定外給与（超過労働給与）

「きまって支給する給与」のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働等に対して支給される給与のことで、時間外手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

□ 特別に支払われた給与

労働協約、就業規則等によらず一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給要件、算定方法が定められている給与で次に該当する給与

①夏季・年末の賞与、期末手当等の一時金

②支給事由の発生が不定期なもの（結婚手当等）

③3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）

④労働協約、就業規則等の改正によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

(3) 出勤日数について

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。1日のうち1時間でも就業すれば、出勤日とする。

(4) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

総実労働時間数

「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

所定内労働時間数

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

(5) 入職（離職）率

月間の入職・離職率は、採用や退職、出向、同一企業内の転勤などによって増加又は減少した常用労働者数を、前月末常用労働者数で除した値のことである。

$$\text{入職（離職）率} = \frac{\text{月間の増加（減少）労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

(6) パートタイム労働者比率

調査期間末常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

2 調査結果の算定

この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとに、本県の規模5人以上のすべての事業所（母集団）に対応するように復元して算定したものである。

II 小規模事業所勤労統計調査

この統計調査は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年と同様の毎月勤労統計調査特別調査を実施することは困難であることから、代替調査として厚生労働省により実施されたもので、令和元年毎月勤労統計調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所を対象としたものである。

なお、調査期日は9月末現在（給与締切日の定めがある場合は、9月の最終給与締切日現在）である。

利用上の注意

- 1 日本標準産業分類（第13回改訂：平成25年10月改定）に基づく集計結果を公表している。
- 2 金額、日数及び時間数は、特に表示しない限り、常用労働者の1人当たり月平均である。
- 3 前年同月（期）比は指数により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。ただし、所定外給与について実数により算出している。
- 4 「鉱業、採石業、砂利採取業」については、調査事業所数が僅少のため公表していない。ただし、調査産業計はこれらを含めて集計している。
- 5 「△」は減、「x」は秘匿値、「-」は集計数値がないことを示している。
- 6 統計表中の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は、合計欄の数値と一致していない場合がある。
- 7 指数の基準年を平成22年から平成27年に更新し、平成27年平均が100となるように指数を改訂している。ただし、前年同月比は遡及改訂をしない。したがって、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 8 旧日本産業分類（平成14年3月改定の日本標準産業分類）に基づいて作成している平成21年以前の結果との接続については、次ページ「毎月勤労統計調査地方調査山口県公表における表章産業一覧」を参照のこと。
- 9 調査対象事業所のうち事業所規模30人以上事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式の時に行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成30年1月分で更新したことにより、平成30年1月分公表時に過去に遡って改訂した。